

住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合
【住基法第12条の3・4項、住民票省令第10条(第三者請求)関係】

明 ら か に し て 請 求 す る 事 項	住民票の記載事項の利用の目的・方法・必要とする具体的理由

誓 約 書

交付されたものにより知り得た内容は、上記および交付申請書に記載した使用目的以外には使用せず、かつ基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するために責任を持って処理することを誓約します。

令和 年 月 日

氏名

住民票の記載事項を利用する正当な理由がある場合
【住基法第12条の3・4項、住民票省令第10条(第三者請求)関係】

記載例

明らかにして
請求する事項

住民票の記載事項の利用の目的・方法・必要とする具体的理由

- ①金銭消費貸借契約の申込者の住所を確認するため。
- ②債務者である〇〇〇〇死亡し、その法定相続人を確認するため戸籍の表示を記載した債務者の住民票が必要。
- ③売買契約を締結した後、契約者の住所地に手紙を送るが転居先不明で返送されてくるため、住民票により転居先住所を確認する。 など

誓約書

交付されたものにより知り得た内容は、上記および交付申請書に記載した使用目的以外には使用せず、かつ基本的人権の侵害を防止し、個人のプライバシーを保護するために責任を持って処理することを誓約します。

令和 年 月 日

氏名